時間外労働の縮減に関する項目

「大阪府運動部活動の在り方に関する方針」は、各学校の部活動が生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、地域、学校、競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることをめざしています。

特別休暇制度に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難です。

また、市町村立学校の教職員の在宅勤務については、各市町村教育委員会が有する服務監督権に基づいて、判断されるべきものと考えています。

府立学校における在宅勤務（テレワーク）については、平成３０年９月より、育児・介護がある等を要件として、試行的に実施し、ニーズや課題を検証しているところです。

特別休暇制度に関する項目

特別休暇については、より府民理解を得られる制度にする観点から、民間状況も一定反映されている国制度を基本に見直しを行い、平成２２年度から実施しているところであり、その他の休暇の拡充や新設は困難です。

年次休暇の使用促進については、「ゆとりの日及び週間」の実施や、「ゆとり推進月間」における様々な取組み等を通じて、その実効性の確保に努めているところです。

平成３０年１１月６日付け教高第3100号「働き方改革に係る学校閉庁日の実施について」において、学校閉庁日の目的は、「校長・准校長は学校閉庁日を設定し、原則として幼児・児童・生徒の登校及び部活動を禁止するとともに、学習指導、進路指導、証明書発行等校務全般を休止することで、教職員の休暇取得を促す。」としています。それを踏まえ、同通知とともに送付したＱＡ集に「休暇取得は個人の自由であり、強制することはない。」と記載し、各学校に周知しています。

障がいのある教職員への配慮に関する項目

府教育委員会におきましては、「障害者の雇用の促進等に関する法律」の趣旨を踏まえ、これまでも教員等採用試験において、障がいのある受験者に対し、受験上の様々な配慮を行うとともに、平成１２年度（１３年度採用）からは、事務職員等について身体障がい者特別選考を実施するなど、障がい者の雇用の確保に努めてきたところです。

また、採用後、当該教職員が十分にその能力を発揮できるよう、本人に対して個別にヒアリングを行い、個々人の状況やニーズを把握したうえで、配属された職場において必要に応じて、円滑な勤務のための支援策を講じているところです。

学校への配置後の、学校からの要請による個別のケースにつきましては、校長及び市町村教育委員会から十分に状況を把握して対応をしてまいります。

今後とも、本人の希望をよくお聞きし、きめ細かく対応してまいります。

府立学校における障がいのある生徒・教職員のための施設・設備の整備については、関係課と調整を図りながら「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づき、スロープや手すりの設置、便所の改修等を計画的に実施しています。

また、車いす等を使用する生徒・教職員が、学校内における上下移動を安全かつ容易に行えるようエレベーターを整備しており、これまで９７校で整備が完了しております。

大阪府教育庁では、小・中学校における段差の解消、エレベーター及び身障者用トイレの設置については、「障害」のある教職員にとって働きやすい環境を確保するうえで重要であると考えており、これまでも学校の設置者である市町村に働きかけてきたところです。

今後とも良好な教育環境の確保・整備の推進のため、各市町村に対し、国の「学校施設環境改善交付金」制度を有効に活用し、「大阪府福祉のまちづくり条例」を踏まえた計画を進めるよう指導してまいりたいと考えております。

安全な職場環境に関する項目

府立学校の耐震化率につきましては、平成２８年４月１日現在で、高等学校、支援学校ともに100％を達成いたしました。

今年の地震によって体育館等の学校施設の一部が使用禁止となるような被害があった府立学校については、専門家の調査を行った上で補修を行っています。

府内公立小・中学校の耐震化率は、平成３０年４月１日現在で、99.9％となっており、統合や改築を予定している建物を除き、おおむね完了しております。

今後とも、現行の耐震基準を満たしていない学校施設につきましては、「学校施設環境改善交付金」制度を活用し、計画的な整備に努めるよう各市町村に働きかけてまいります。

特別休暇制度に関する項目

非常勤講師については、勤務実績に応じて報酬を支払うこととなっておりますので、災害・危険回避休暇にかかる要求に応ずることは困難です。

なお、非常勤（若年）特別嘱託員、非常勤補助員には、災害・危険回避休暇が認められております。